

令和3年第4回今帰仁村議会定例会会議録

|                                |               |               |                     |         |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和3年12月13日    |               |                     |         |
| 招 集 場 所                        | 今帰仁村議会議場      |               |                     |         |
| 開 延 会 日 時<br>及 び 宣 告           | 開 議           | 1月7日 午前11時35分 |                     |         |
|                                | 延 会           | 1月7日 午後2時11分  |                     |         |
| 出席（応招）議員                       | 議席番号          | 氏 名           | 議席番号                | 氏 名     |
|                                | 1             | 島 袋 誠         | 8                   | 與 那 勝 治 |
|                                | 2             | 上 原 祐 希       | 9                   | 山 城 太   |
|                                |               |               | 10                  | 與 儀 常 次 |
|                                | 4             | 座間味 薫         | 11                  | 嘉 陽 崇   |
|                                | 5             | 座間味 邦 昭       |                     |         |
|                                | 6             | 吉 田 清 尊       |                     |         |
|                                | 7             | 玉 城 みちよ       |                     |         |
| 欠席（不応招）議員                      | 3             | 與那嶺 透         |                     |         |
| 会議録署名議員                        | 7             | 玉 城 みちよ       | 10                  | 與 儀 常 次 |
|                                | 8             | 與 那 勝 治       |                     |         |
| 職務のため議場に出席したもの                 | 事務局 長         | 我那覇 尚 一       | 書 記                 | 大 木 明 美 |
|                                | 局長補佐<br>兼議事係長 | 玉 城 民 枝       |                     |         |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 | 副 村 長         | 比 嘉 克 雄       | 福祉保健課長              | 宮 里 晃   |
|                                | 教 育 長         | 玉 城 奎         | 幼保連携<br>推進室長        | 久 田 友 也 |
|                                | 総務課長          | 我那覇 隆 文       | 会計管理者               | 金 城 寛 樹 |
|                                | 企画財政課長        | 田 港 朝 津       | 社会教育課長補佐<br>兼社会教育係長 | 瑞慶山 良 邦 |
|                                | 学校教育課長        | 桃 原 秀 樹       |                     |         |
|                                | 建設課長兼<br>水道課長 | 嶺 井 雄 二       |                     |         |
|                                | 経 済 課 長       | 久 田 哲 史       |                     |         |
| 住 民 課 長                        | 仲 村 美 奈 子     |               |                     |         |

## 令和3年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第7号

令和4年1月7日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程<br>番号 | 議案番号   | 事 件 名                                | 摘 要            |
|----------|--------|--------------------------------------|----------------|
| 1        | 決議第1号  | 威圧や暴力行為等の防止に努める決議                    | 説明・質疑<br>討論・採決 |
| 2        | 決議第2号  | 副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議       | 説明・質疑<br>討論・採決 |
| 3        | 意見書第1号 | 米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書 | 説明・質疑<br>討論・採決 |
| 4        |        | 一般質問                                 |                |
| 5        |        | 與儀常次議員に対する懲罰の件                       | 委員 会<br>設置・付託  |

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前11時35分)

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、「会期延長」の件を日程に追加いたします。追加日程第1号として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 異議なしと認めます。したがって、「会期延長」の件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1号. 「会期延長」の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は1月7日までと議決されていますが、議事進行の都合によって1月14日まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 異議なしと認めます。したがって、会期は1月14日まで7日間延長することに決定いたしました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時39分)

日程第1. 「決議第1号 威圧や暴力行為等の防止に努める決議」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員

決議第1号

令和4年1月7日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 座間味 邦 昭 |
| 賛成者 | 吉 田 清 尊 |
| 〃   | 玉 城 みちよ |
| 〃   | 山 城 太   |
| 〃   | 與 儀 常 次 |

## 威圧や暴力行為等の防止に努める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 威圧や暴力行為等の防止に努める決議

私たち今帰仁村議会議員は、村民の負託を受けた代表者であり、高い倫理性と責任をもって議員活動を行うことが求められている。

私たち議員が、役場職員をはじめ、村民や関係機関へ自身の地位を利用し、威圧的な行為等をとることは弱い立場の方々への配慮に欠けた行為であるとともに、村民との信頼関係を損ない、ひいては議会活動に支障を及ぼしかねないことであり、断じて許される行為ではありません。

また、今帰仁村議会議員は政治家たる以前に一人の社会人として、今後ともハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）、DV、児童虐待等の威圧や暴力による行為は断じて許すわけにはいかず、毅然とした対応を行っていく。

よって、今帰仁村議会は、上記で述べた行為等を排除し、その防止のための対策を講じることをここに決議する。

以上、決議する。

令和4年1月7日

今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時42分)

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの決議に対して質疑いたします。

上から4行目のところでありますが、3行目から読ませていただきます。「私たち議員が、役場職員をはじめ、村民や関係機関へ自身の地位を利用し、威圧的な行為等をとることは弱い立場の方々への配慮に欠けた行為であるとともに」というところなのですが、二元代表制の下、議会と行政は両輪とされるように立場は対等でありますけれども、その辺の解釈は弱い立場の方々へというところの考えを伺います。

あと、この決議をするに当たりまして、9月8日に副村長に対し、2階フロア全体に響き渡るような大きな声で暴言を吐いたことが問題ということで我々は決議をさせていただいておりますけれども、この辺が、これは誰が言ったことなのかとかそういった部分が全く読んでいる限り理解できないんですが、その辺の確認です。あと、その防止のための対策を講じることをここに決議するというふうにあります。その際の対策の部分が、具体的な再発防止策というところが記されていないんですけれども、その辺の見解を

伺います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、上原議員から質疑がありましたので、お答えいたします。

まず関係機関、役場職員をはじめと、確かに議会と行政は両輪であると。対等な立場であるという観点から、私はパワーハラスメントは上下の関係という中で対等であると、そういった意味でパワーハラスメントに該当するかどうかということに関しては、私はクエスチョンであるということは前の全協のときでも自分の考えを述べたつもりであったので、あえて今回はそういう形で書かせていただきました。それと、今回副村長に対してこういう大きな声を上げた。私はそういう事実があるならば、また行政側から議会にこう言いました。私はパワーハラスメントと言いたくても言えない。私はこういうことで悩んでいる。そういった声を上げないようなものに関しては、私たち行政やリーダーは支えるべきだと思う。ただし私は、行政側から出てきたのは司法の場に訴えると。司法の場に訴えるぐらいのパワーがあるならば、堂々とやってください。こういう問題は司法で解決してくれ。司法のことを語れるならば、司法に訴えるという手段を知っているならば、やってもいいと述べているならば、どうぞ、司法の場でやられてください。そういう意味で私は今回、それは司法の場で解決すればいい話ではないかと。司法の場に訴えるとおっしゃっていたので、そういうことで、ではそれは司法の場の答えが出た時点で決まれば、もしかしてパワハラと認定されるのか、されないのか。それが認定されて、もうそれが結審と決まれば、その決議を書けばいい。今その司法の場に訴えるということを書いた以上、それは司法の判断を仰ぐまでは、私たちは今できるハラスメントの行為、児童虐待であり、DVであり、そういったものはやはり根絶していかなくてはいけないと思っており、今回司法の場に訴えるという意思を表明されたので、私はあえて結論を書きませんでした。という意味で、ただしハラスメントはよくない。DVはよくない。児童虐待はよくない。それは私たちも一社会人として当たり前の行為であると。断じて、また自分自身にも言い聞かせるつもりで書かせていただきました。

また、その対策に関してなのですけれども、確かに対策に関しては今後それを決議することで、お互いがどういった対策があるのか。研修を受けるとか。私は立場上、児童を預かる仕事をしています。そういう意味で対策は、ただ処罰すればいい。そうじゃないです。物事には必ず原因があります。もし何も起きてなかったときには研修をする。そういったことをやっていくということを提案していきたい。万が一起きたときには、その原因は何ぞやと。物事には必ず原因があると。そういった原因追求、なぜこういったことが起きてしまったのか。そういったことをしないまま、ただ処罰をするというやり方に関しては、私は前から述べていますとおり、そういったものには賛成はできない。必ず裁くとき、何かをするときには、これの原因は何なのと。なぜこういったことが起きたのと。そういう原因が分かったときに初めて、今後の再発防止というのは決まってくるのです。そういうことも含めて今後、この決議を通すことによって、そういった提案をどんどんしていきたい。起こす前の話、起こしてしまったとき、起きてしまったときに、これが何が原因だったのかを追求し、物事には必ず原因がある。その原因を調べないまま物事が進んでいく、それだけは私の信念としてできない。だからこういったことを今後、この決議を通すことによって対策や今後の課題、再発防止策を訴えていきたいと思っております。ご理解いただきたい。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 パワーハラスメント行為についてでありますけれども、これは司法の場に訴えてとか、認定とかという話が出ていますけれども、これは別に副村長とかがそういうふうな質問状が出てきたことに対してやっているわけではなくて、我々今帰仁村議会議員の1人が副村長に対して、2階フロアに響き渡るような大きな声で暴言を吐いたことが問題であって、その行為自体が地方自治法上の第132条、無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごうとすとか、議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反する言葉というのは無礼な言葉に当たります。1時間以上にわたって、このような発言をすること自体がそもそもの問題であって、そのことが問題であることを今後再発防止しましょうと。本来あってはいけないことなのであるところでもありますので、そこをしっかりと、この決議というのは別に司法の場にどうこうとかという問題ではなくて、まず起こったことの原因というか、この行為に対して問題がありますよと、それは認めて、議会として再発防止をしていきましょうという決議でありますので、パワーハラスメント行為というのは本人が恫喝や暴言等を吐いたことを、相手が傷ついた時点で、もうこれはパワーハラスメント行為に当たりますので、別に認定がどうこうとかという以前の問題の話でありますので、そこは理解していただきたいところであります。なので、改めてその辺の見解を伺います。

また、処罰に対してなのですけれども、検証やいろいろと述べていましたけれども、まさにおっしゃるとおりで、これはパワハラを撲滅するために必要な研修とかをぜひやるべきだと私も思います。であるならば、しっかりとこの決議の中にそういう文言は入れるべきではないかと思っておりますけれども、その辺の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今いろいろありましたけれども、そもそも副村長に対して、この暴言を吐いたという現実があるとするならば、そもそもなぜこの暴言を吐いたのか。やはりこの吐いた原因、もしそうであるならば、その原因を追求しなければいけない。当然だと思います。私はこれまで、今回いろんないきさつがたくさんあります。これを整理しないと、この問題は何なのか。この問題はなぜ起きたのか。いろんな要望がありました。議会としてこういった問題を整理し、何が事実なのか、事実ではないのか、なぜこの行為に及んだのか。そういった原因究明をしないまま、ではなぜ暴言を吐いたのか。ただの感情論だけだったのか。その裏には、どういう理由があったのか。そういったものも含めて対応していかないと、私は常々言っています。基本的に物事は原因があります。これを理解しないまま、ただ言葉だけで人を裁いてはいけない。だからこそ私は、今回決議文にはその内容は書いていないですけれども、これを通すことによってみんなで研修の在り方を考えようではないか。でも、もし起きてしまったときにはただ処罰をするという話ではなく、その問題が何なのか、なぜ起きてしまったのか。これは、こういったパワハラの問題だけではないです。行政運営でもそう、会社経営でもそう、人との関係性でもそう。人との関係性がこじれたとき、何が原因だったのか、私の言葉一つだったのか、相手をどう傷つけてしまったのか、それには必ず原因がある。そういった原因を追求してこそ、初めて私たちは今後正さなくてはならない物事というのが、道標が示されるのであって、だからこそこの決議を通すことによって、今後この研修制度、

そして処罰が先ではなく、その問題解決のための原因追求、物事の整理、二度と起こさない再発防止のためのそういったことをやはり求めていきたい。ぜひこの決議を通した後に、私は研修制度や、さらには万が一起きたときの問題追求、なぜこうして起きてしまったのか。人は過ちを犯すものです。私も過ちを犯してばかりです。その都度反省しながら対応しています。必ずそのときには原因がある。その原因を探つて初めて、自分は気づかなかつた場面があつたりして、他人から言われて「そういったことがあつたんだよ」と、「あ、そうか」と、今後気をつけようとか、そういったことを寄り添いながら、一つ一つ、100%ではないです。一つ一つ解決していく。二度とそういったことがないように、もしそれがあつたなら、「こういったことが原因か。分かつた。今後はこういったことに耳を傾けよう。でもやはり言葉は気をつけて」とかいうことをしていきながら、一緒になって議会全体が再発防止という言葉なのか、このパワーハラスメント、威圧や暴力による行為がなくせるように全員で真剣に討論しながら進めていきたい。だから今回書いていないですけども、ぜひこれを通してみんなで撲滅するための方法を、また対策を探っていきたいと思っていますので、ここはご理解いただきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時55分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 私が言っているのはその発言、暴言、パワーハラスメント、相手を威圧する言葉、しかも2階全体に1時間以上にわたつてというところが非常に問題であると私は思っています。私たちは言論の府として村民から選ばれて、議会の場で述べる、それが仕事であります。これは議会人だからとかそういうのは関係なく、どんなに感情的になろうが何であろうが、言葉を発するときに、そもそも論の話として威圧的な暴言を吐いて、1時間以上にわたつてこうやってやること自体が問題ではないかと。そもそも論の原因追求がどうか、その裏がどうかではなくて、どんなに感情的になろうが、ある一定の超えてはいけない線というのがあると思います。それを当たり前前に我々議会人としては持っていなければいけないと思っています。それはなぜか。これは努める決議の中にも、村民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任を持って議員活動を行うことが求められているという文言もあります。それで諮つたときに、今回この9月に起こした行為自体、どんなことがあろうがこの発言、1時間以上にわたつてずっと怒鳴り続けるという行為が、それに諮つたときにどうなのと、そこを私は言いたいわけです。その発言とか、熱くなってどうこう語ろうがというのは原因追求、その裏には何があるのか、それはもちろんあるかもしれないです。それはやるべきだし、それは理解します。どんな物事でも問題はあるわけです。ただ、その問題も片方の意見だけを聞くわけではなく、双方の意見をしっかりと聞いた上で合意点を見つけるべきことであります。今のことは今後しっかりと、原因追求とかは別の問題でありますので、そもそも論の村民の負託を受けた代表者は高い倫理観と責任を持って議員活動を行うことが求められているにもかかわらず、副村長に対してこのような1時間以上にわたる暴言を吐いたことは物すごく私は問題であると思っています。その辺の問題に対しての答弁というところが、なかなか理解できないところがありますので再度質疑いたします。

あと、やはり処罰とかを私は求めているわけでもないですし、これは再発防止策なので、先ほど来処罰、

処罰と言っているのですけれども、私はそういうのではなくて、しっかりと検証した上で、問題行動があった場合はもちろんそれは処罰に当たると思うのでそれはいいと思うのですけれども、処罰ありきではなくて、再発防止をしっかりと徹底していこうという意味合いですので、その辺ですね。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 私は先ほどから答弁していますけれども、この決議を通すことによって、みんなで研修制度を確立しようという提案もしたいと思っているし、万が一起きてしまったときには、その問題解決の、起きたことには必ず原因がある。当然なのです。その原因を追求しない限り、処罰や処分が先ではないと。それをしてからであるという意味で、私は先ほどから述べていますけれども書くだけが能ではない。これを元に提案しようではないかと言っている。そこはご理解いただきたい。

それと議員は言葉大切、そのとおりです。私たちは言葉で今仕事をしています。その中でも言葉や文書で、先ほどのように議会が閉まった理由が、言葉は大切なのに答弁が違う。大問題です。それと、また文書で回答が来ていました。司法の場に訴えると。威力業務妨害、名誉毀損、罪に関しては議会ではないです。威力業務妨害、名誉毀損、裁判で訴えてください。その罪状を出してしまったら。それは文書で正式に出されたのです。私も見ました。公式文書として決裁も受けています。だから司法の場に持っていくなれば、もうそこで。私は司法の場には持っていけない、この苦しみ、悩みを言えないような弱者は私たちが拾い上げるべきだと思う。対等に戦おうと言っているならば、それは弱者ではなくお互いの名誉のために戦うというなら、どんどん戦ってくださいと。私は毎回言っています。戦ったらいいじゃないですか。名誉毀損で訴えたらいいじゃないですか。私は議員を守るために言っているわけではない。そういうことを言っているならば文書で、ちゃんと公文書でそれは回って来ていました。いろんな罪、4つ、5つぐらい並べていました。これを言われてしまうと私たち議会ではもう、司法の場に訴えてもいいというぐらいの覚悟がある話であるならば、私が議員が訴えた話に関して、これが名誉毀損に当たるのか、威力業務妨害に当たるのか、私は裁判官でもなければ弁護士でもない。村政の発展の話であるならば、そこは話できる。でも私が議員の罪の重さを決められる立場ではない。だから、そこは司法の場でやってください。これは公式な公文書で回ってきた内容だったので、それはそれ。だから答えが出たときには、私はもしかしたら、もし議員が悪いと裁判で結論が出て、そうしたらそれはもう堂々と議員のパワーハラスメントなのか、ハラスメントに関しては駄目だという決議を私が出してもいいです。司法の場に行く話になっているから、私は答えが出ていないものに関しては、これで全体がそういうことを基本に、そしてまた研修制度を設け、万が一起きたときにはお互いがなぜ起きたのかを確認できる委員会なり、そういったものを作って再発防止に努める。また、そういったことがないように努める。そういったことを、そこはご理解をいただきたいと思っていますので、そういう形での今回の決議文の案件になっていますのでご理解ください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時10分)

ただいまの2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。



○ 2番 上原祐希 議員 そもそも今回この決議を出そうという話の流れになったのは、12月17日の一般質問が途中で終わってしまったという中で、やはり看過できないとされた部分によるところを私たちは改めないといけないのではないかと。一般質問のテーブルをつくるためにも、やはり私たちは私たちで身を改めるべきだというところから始まったものであります。その中でそもそも、先ほどから言っているのですけれども、大声でこんなにずっと1時間以上もわたってやっている行為に対して、司法の場に訴えるからどうか、そういうふうな文書も見ているとか、そういう話ではなくて、その起こっている問題に対して、行為に対して、本来私たちはこれを決議して問題提起しているわけであって、そのこと自体が問題であって再発防止をやらなければいけないと。こんなことは普通に、今後も行政との関係上の中で、こういうことは社会の中で本来あってはいけないことですので、その行為自体を、向こうがこういう文書を送ってきているからとかではなくて、もともとこういうふうな行為をしたことをしっかりと私たちは反省し、今後やらないためにやる意味での、この決議だと私は思っているのですけれども、その辺の見解があまりにも違っていて、司法の場とかそういった問題ではないと私は思っています。地方自治法上の問題、様々な部分で無礼な言葉、私たち議員は言葉で仕事をしている以上、いろんなルールの中で発言には責任があります。その辺の自覚を持って今後も取り組んでいかないと、このような問題はずっと起こり続けるわけです。それをしっかりと私たちは再発をしないように、身を戒めるためにやっているものですから、その辺はしっかりとやはり具体的な対策も含め、まずやったことは認めて改めていくという姿勢がないと、この決議をする意味は私はないと思っているのですけれども、その辺の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今の質疑に対してお答えいたします。

私はこの問題が起きた原因は何なのかと、常々調査しようではないかと。この問題とは何ぞやと。みんな、いろんな意見が飛び交っている。しかも感情的になっている。これが議会の混乱を招いている。だから私は6月ぐらいからずっと、この問題とは何なのか。議会としてできることは何か、できないことは何か。この絡まったものを一つ一つ整理していきながら、問題には必ず原因があると言っているではないですか。だからこそ再発防止のためにはこの問題を整理しなくてはならない。この問題は何によって起きてしまったのか。そういったことを私はずっと一貫して調査をしよう。みんなでフラットな、ニュートラルな気持ちで、ここの意見はこういう意見がある、ここにはこういう意見がある、こういったことがあって、ある方は発言されたのかということが分かったときに、これは私はこの問題を無視しているわけではなく、常々、もう半年以上調査をしよう。これ今後議会が混乱するよと。だからこそこの問題を調査し、何が正しいのか、何が正しくないのか。そして議会ができることが何なのか、差し伸べられることは何なのか。当局にも、この辺は協力してよということを議会が言えるのか、言えないのか。そういったことを真剣に討議したら、初めてその方たちにも伝え、ある方の発言も抑えられたのではないかと。そこは自分が悔いが残る。だからこそ今回提案の中に、決議の中に入れてるのは、司法の場が出たから答えているんですが、今後の課題として皆さんと一緒に研修制度を設けたり、やはり問題が起きたときには原因があるんだよと。その原因の追求のための委員会を開けるような、普通にできるような仕組みをつくっていかう。これをやはり私は提案していきたい。この問題を、発言を、なかったとか正当化しようという気はさらさ

らないです。この問題に至った原因は何なのか。やはりそこははっきりさせたいし、整理させたい。そこはご理解いただきたい。私はうやむやになったこの発言を何とか打ち消そうというわけではない。前から言っています。この問題が起きた原因をみんなで調査しようと、絡み合っているものをほどこうと、議会ができることは何かということを示そうと、できないことは何かということを示そうと。そして冷静になって、この問題解決に向けてこういう発言が出ないように取り組もうと、それは常々言っていますので、そこはご理解いただき、今回の決議案に対してはそういった意味で今後の再発防止も、再発防止という言い方が正しいのかどうかまだ決定はしていない部分があって、ただハラスメントや威圧的な暴力行為、それはやはり駄目なので、これはこれから私たち村民の代表である議会が、また今後課題として話し合っていくものであると。ぜひ今後話し合っって研修制度なり、この調査をしていくとか、原因追求をしていく形をつくっていけるようにお互いで努力しながら、知恵を出し合いながら取り組んでいって、素晴らしい議会になれるように、当局と一緒に村政の発展のためにできるように、一つの提案としてこの決議文を出させていただいた次第なので、そこはご理解をいただきたいと思っていますので、今回の決議文で皆さんの同意が得られると、そういう意味で提出いたしました。ご理解ください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 決議について質疑いたします。

今質疑がいろいろありまして、説明も受けました。まさしくそのとおりだと私も思っております。ただ、この決議に至るまで、これは1時間以上暴言を吐かれて、当局としても、先ほど説明の中にもありました。誰にでもミスはあると。その辺はあると思います。説明の中では、ミスがあって反省があったということがありました。今回、この1時間以上にわたって暴言を吐いたりというところで、このこういう行為をなくしたいというところに至るところです。当局としても、なぜこういうことをしたのか質問状なりを送って、当人が反省すれば、こういうことになっていないはずなのです。反省しているようにも感じないので、だからこの問題が起きているのではないのかと思っているのですけれども、そこはやはり強く決議としては訴えるべきではないかと思えます。誰にでもミスはあります。それに対して反省してほしい。だから次からはこういうことはしないように、では防止対策としてこうしようというところを今回この決議に求めているわけですので、そこは納得いかないといえますか、足りないのではないかとこのところで質疑させていただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 また質疑いただきましたので、お答えしたいと思います。

だから私、先ほども述べて、話が長いので同じ話を繰り返してしまう部分があって、ちょっとそこは弱点な部分であるのですけれども、私は改ためて、なぜこの問題の原因が必要なのかということ先ほど来ずっと話しさせていただきました。私は子供を預かる仕事をしています。当初、何か悪いことをしたらすぐ「駄目だ」とかと言うこともあったのですけれども、でもその裏には何かいろんな原因があるということを、やはり重ねていくと気づきました。そういう意味で、必ず問題を起こしたときには裏に何かがあるということが分かるのです。ある議員が、この発言をした。だから私はその問題の言葉だけで判断するのではなく、この至った経緯、そういったものを鑑みた結果、「これはやはり発言として駄目だよ」と

か、「いや、理解はするけれども今後気をつけてよね」とか、いろんな対策があるのですけれども、ただ先に、子供もそうです。先に処罰ありきとか、言葉だけで人を判断してしまうと、もう再発防止ではなくて、もっと違う方向に行ってしまうという経験値の中で、やはり私は先ほど来話ししていますけれども、この問題、まず調査をすべき、なぜこの発言に至ったのか。これは私、皆さんこの答え、なぜこの発言に至ったのかという答えは分からないと思います。みんなそれぞれ解釈が違う。その言った当事者の、なぜこの発言に至ったのか。私は「あの発言に至った理由は、こう言ったんじゃないか」、でもある方は「こうじゃないか」、だからそこを整理しながら、この問題解決のために、私はこの発言があったということに対して肯定も否定もしていません。いいとか悪いとかという話ではなく、この問題は何なのかということを追いたい。私はそれをずっと提言している。なぜ開いてくれないのか。なぜみんなでこの問題に向き合おうとしないのか。ただ、発言の文字だけで、言葉だけでやってしまうのか。そこがどうしても私が理解できない部分があって、今回そういう決議文をしながら、ぜひこれを機会に調査委員会を、この発言に至った調査、この絡み合っているものを、ぜひみんなこれを機会に協議しようではないですか。ぜひそれを基に協議し、この発言に至った経緯、そこも賛同いただけたら、ぜひみんなでこの発言に至ったときに、その発言がただ感情的に、ただ議会を混乱させようとして言った行為だったのか。それとも、この後ろにはいろんな住民や何かの思いが詰まっていたんだと。でも言葉は悪いよねとかというところで注意とか、今後は気をつけてくださいということでの指摘なのか。そこをやはりぜひこの言葉の意味をみんなぜひ協議しながら、この問題の解決のために、これまで至った経緯をぜひ整理して、何が正しいのか、正しくないのか。何が原因だったのか。そして議会としてできることは何なのか。個人の議員の発言の在り方に対して、「だからと言ってこの発言はないよね」と。「いや、この発言、もともと根本的に間違っている」とか、いろんな意味の中で今後の再発防止に行くというふうに私は、ちょっと話が長くてすみません。ですけれども、そういう意味でぜひこの言葉に至った原因をみんなで調査して、ぜひこの議会の改革・改善のために、みんなぜひ取り組んでいけたらと。この決議をきっかけに、ぜひ取り組みさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 先ほどから説明ありますけれども、調査しないとやったのかな、そういう話はなかったと思いますけれども。また、我々が言っているのは、この暴言を吐いたことに対して本人がちゃんと反省してやっておけば、こんな問題にはなっていないわけです。だから反省を求めるために質問状も送って、実際求めたのに対して、この回答も「局長に言われたから謝罪しました」とか、そのぐらいしかないんですよ。だからこれ、問題視されていないことが問題ではないのかというところで質疑させていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 質疑にお答えしたいと思います。

今質疑の中ですばらしい提案がありました。委員会なり、調査委員会を立ち上げて、この問題に取りかかるきっかけになったと私は思います。そういう意味で、ぜひこの議会でこれをきっかけに、この発言に至った意味、調査して何でこんなことが起きると、やはりこの原因を追う、いい今回決議のきっか

けになったのかと思っていますので、そこはぜひこの議会在終わった後、この問題に至った追求、なぜこの発言になったんだと徹底的に調査し、関係機関、北山高校でもいい、当局でもいい。また、その関係、関わる方たちにいろいろ聞きながら、やはり一方的な意見だけでは駄目です。いろんな角度からの意見を聞いて、そしてみんなで吟味し、こういったことが、もしかしたら一方的な意見だけで発言してしまって、間違っただけに至ったのかもしれないです。そういうときには厳重に注意すべきだと思いますし、そういったことを整理しながら、今提言もありましたので、ぜひこの関係機関に調査しながら、今後の再発防止に努めていけるような決議になればいいということで、ここはまたご理解いただき、また一緒になってこの調査委員会を立ち上げ、取り組んでいって、再発防止に努めていけたらと思っていますので、ご協力、ご理解いただきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後0時26分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後0時26分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 すみません、答弁が漏れていたみたいなので。そうです。この1時間に至った経緯の、この裏にあるのは何なのか。だからこそ調査すべきで、この言葉だけで、全ての裁判もそうです。どんな事件でもそうです。必ずその至った経緯というのを調査します。それによって罪の重さというのが決まってきます。だからこそ、この1時間に及んだ発言というものが、どういったいきさつがあつて、どういった過程があつたのか。そういったものを調査した上で、議会として何ができるのか。また、この議会在混乱している、当局との関係が混乱している、この原因の問題は何なのか整理し、そして今後こういった行為が起きないように徹底的に。今、処罰だけ解決する話では、私はないとはっきり言います。言いたい気持ちであります。この問題を徹底的に追求し、この1時間に及んだ発言というものがどういったいきさつで起きてしまったのか。そこをぜひ調べて、徹底的に調査していこうという気持ちで私がありますので、ぜひこの決議を通した後に、この1時間に及んだこの問題を、原因は何なのかということと一緒に調査していきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 おっしゃるとおりだと思うのですが、あの1時間に余る暴言を吐いた行為、パワハラ行為ですよ。これに対して謝罪があれば、こんな問題になっていないはずなのです。だからこれを、この行為自体がよかったのか、悪かったのかも、いいとされるのか。今後あらゆるところで暴言が吐かれた場合に、全てにおいて調査しないとイケないのか。これは自制を求めて、質問状も送って、回答も求めたわけですよ。その回答が「局長に言われたから謝罪しました」というところで、だからこの辺が問題ではないかと言っているわけです。それに対する決議であるべきであつて、その辺が抜けていますよというところを伝えているつもりであります。

それと、先ほど調査の話もしていましたが、これはだから今後追求するというよりも調べる、このことは別に今回の件に限らずいろいろあると思いますので、それは別にいいと思いますよ。だから我々が言っているのは、パワハラ行為ですよ。これに対して、この決議の中では足りないのではないかとこのところありますので、これはパワハラ行為を行ったことは事実でありますし、謝罪が足りていない。そ

ういうところを質疑しております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 では、またお答えしたいと思います。

先ほどの質疑でもありましたけれども、議会と行政は両輪であると、対等であるという話がありました。私もそうだと思っています。上でもなければ下でもない、対等で、お互いの議論がぶつかり合い、村政発展のために行く場所であります。だから私は、パワーハラスメントという言葉に対しては疑問。だから威圧や暴力的な行為という言葉に変えさせていただきました。決して私は副村長よりも上だという気持ちもなければ、一緒になって対等な立場で議論をし合っていく関係性だというふうに思っています、このパワーハラスメントという言葉は削除させていただき、威圧や暴力的な行為というのは、やはりこれは駄目だよと。どんな対等な立場であったとしても、これは駄目だよという意味で、この言葉にさせていただきました。あと、私は先ほどから常々言っているのは、決してこの1時間余った行為がよかったとか、そういった話をしてしているのではなく、この問題の根本的な問題を理解しないまま、この言葉だけで人を裁く行為が始まってしまうと、これは今後エンドレスになって議会の混乱を招く。だから私は全部調査するのか、逆に私は全部調査したほうがいいのではないかと。物事には必ず原因があるから、その原因が分かれば解決策はあると思う。だからこそ私は問題を解決するためには、いろんなこういうのを解決するためには、この根本的な理由が分からないで、言ったからお前駄目だとか、ここを理解していきながら解決策を導いていくということを、だから先ほど来、私は「人間、間違いはある」、だからこそその間違いは何だったのかと追求して、今後の再発防止に努める。それをぜひこの決議文を基に取り組んでいきたい。ぜひ今回の件も、1時間にわたるこの発言がどういったいきさつでこうなってしまったのか、何が原因なのか、それを整理しながら一つ一つ解決していき、今後こういったことがないように、これがどの形で、相手な不快な思いをさせないようにするためにも、原因追求をするために調査をすべきだと。だからぜひこれは、今提案もありましたので、ぜひこの議会の終了後、この関係機関とか本人にもいろいろ聞きながら調査し、今後ないような形を一緒になって取り組んでいけるような仕組みをつくっていきたくと思っていますので、この辺はまた当局もぜひご理解いただきながら、議会がこの調査に関して、この1時間にわたった行為がどのようにして起きてしまったのかということを議会なりにも調査して、こういったことがないように仕組みをつくっていきたくと思っていますので、そこは各議員の方々にもご理解いただきたいと思いますし、また今回この決議文のこの趣旨の旨で、5名の賛同者で提案させていただいていますので、そこはまた新たに賛同者がおられるのだったら、またぜひ一緒になって、またどういう形であってもこの決議が通った後、この議会の終了後、ぜひ調査をして、こういうことがないように取り組んでいきたくと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番與那勝治和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 おっしゃるとおりだと思うのですがけれども、調査をして、1時間以上にわたるこの暴言に至った経緯は何なのかというところを調査する。それは分かるのですがけれども、この行為自体ですよ。行為で副村長のみならず、フロアに響き渡るような大きな声で、職員も威圧されたと思っています。

ます。その行為自体を、どう考えるかだと思うのです。それを謝罪すれば、本当にここまで至っていないと思うのです。調査して、この裏を調べて、ではこの行為自体は正当だったのかとか、そういうことになるのかどうか。調査をして、この行為は悪かったねとかとそういうふうになるのか。その辺質疑します。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今の質疑にお答えしたいと思います。

先ほどから私は言っているようにこの行為が、どんな案件でも一緒です。事件でも一緒です。なぜこういうふうに至ったかということが裁判で争われ、その過程によって罪の重みが決まってくる。今回の1時間に及ぶ行為が、これは司法の場へ行くなら別ですよ。あくまで議会の中で、この問題を解決していく方法として、この1時間にわたった行為がどういった経緯で起きてしまったのか。そういったことも見ないで、言葉一つだけで人を裁くことは、私はできない。やはり人にはいろいろな、ここに至ったいきさつがある。そういったのも鑑みて、そういったトータルで見たときに注意や指導、今後どういったサポートがあるのかも含めたり、または全く違う見解になるのかもしれない。そういう意味で私はこの決議文を基に、今後こういった調査をし、ぜひこの問題に至った経緯を把握した上で、本人にどういったことが言えるのか。だからぜひこの問題に至った経緯をお互いで真剣に調査し、関係機関に聞き、そういったことを踏まえた上で答えを出していきたい。今すぐ答えを出さなくてもいいではないですか。徹底的に調査しようではないですか。この決議を基にして、こういったことが二度と起こらないように一緒に考えようではないですか。ぜひ今回の決議文を基に、そういった取組に変えていけるような仕組みをつくっていききたいというふうに思っていますので、そこはご理解いただきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 いろいろ質疑内容等聞いておりますが、この1行目から「私たち今帰仁村議会議員は、村民の負託を受けた代表者であり、高い倫理性と責任をもって議員活動を行うことが求められている」ということで、先ほどからいろいろ質疑をやっている中でありますが、この決議するに至った経緯が、先ほどから話されているわけであるのですが、1時間以上にわたっての暴言等があったということで、役場としてはやはり業務時間内であって、執務に専念している職員も周りにはおります。そんな中で高い倫理性と責任を持った議員がそういったことをして、調査をするとかそういった話ではあるのですが、これは議員だけに特権しているのか。一般の人も来るわけですよ、この役場には。こういった行為は一般の人も聞くわけですよ。一般の人もこうやって来て、役場内でやった場合には、この一般の方も調査対象になるんですか。これは議員だけの特権ですか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今の質疑にお答えしたいと思います。

議員の特権ということで、特権というのはどういう意味なのかと私はちょっと理解ができないのですが、私も、私は議会の中の話をしているのであって、住民サービスの窓口でのトラブルのことは今話していないのです。議員は、高い倫理性と責任を持って議会議員活動を行うということを求めていくということを書いてあります。倫理観というものはある意味、私が前にもちょっと話しましたが、倫理観というのは基本的に人は間違いを犯すものであると。だからこそ自分にそれを戒めるように倫理観を

持ってと、自分の倫理観を他人に押し付けるものではないと。人は間違いを犯す。あなた間違いを犯すよと、議員であっても間違いを犯すよと。だからこそ自分自身を戒めるために倫理観を持ちなさいと。私の倫理観を副村長に求めるつもりは全くないです。だから人は間違いを犯すから、中に倫理観という言葉が出ているのです。もっと言うと、間違いを犯すよと。でも犯したときには、なぜ起きてしまったのかということを追及し、これが二度とないように取り組んでいく。そういった仕組みであれば、私はいいのではないかと考えています。だからこそ、今そういう意味での決議文でありますし、住民サービスの窓口のトラブルの話は今しているわけではなく、そこを私たちが調査しようという話ではなく、議員一人一人の中で間違いを犯したときに、そういう対処法をすべきではないかという一つの提言ですし、今回この1時間にわたることがあった、その原因を一緒になって追及しようということで、今提案もありましたので、ぜひそこはご理解いただきながら、あくまでも議会の中での今お話をさせていただいておりますので、ここはご理解いただきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議員の特権なのかと言ったのは、議員が起こした行動であるので、議会の中で調査して解決策を見いだしていこうというのかな。原因を探って、どうだったと判断しましょうということなのかな、そういうふうに理解していいのでしょうか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今の質疑にお答えいたします。

そういう意味でお互いが今お話をしているのではないのかと考えていまして、今特権という何か自分たちが守れたことではなく、徹底的に調査しようよと。そして、その中で何が原因だったのかをはっきりさせて理解し、みんなが共有し、その中でそういったことが起こらないように努めていこうと。この人の身分を守ろうとかそういう話をしているわけではなく、問題には原因があるんだと。どのような原因があるんだと、そこを追及していった同じことを起こさないようにしていこうではないかという提言をさせていただいているのであって、議員の何かを守ろうとかそういう話を私は一切していない。これは先ほど来、ずっとその話をさせていただいているので、そこはご理解をいただきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ということでしたら、5番議員、訴えなさいよと言いながら調査しようよ。どっちなのかなと。訴えもするし、自分たちの調査もするし、両方ということで考えていいのですか。質問状も出ているのです。5つの質問、それを答えない。ではどうやって調査を行うのかとか、訴えながら調査でいいのか。行政は訴えてくれ、自分たちは調査しようではないか、そういった方向性でいいのか。一般の人たちも役場に訪れて、私たちがこういった行動をやると見ているわけですよ。そういった中で議員の場合はこういう考えで、両方調査しながら訴えていくということでもいいのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今の質疑にお答えします。

私は司法の場に行つてという公文書が出ました。罪を問うなら司法の場に行つてくれと。私は再発防止の話をしているのです。これを起こさないにしようという提案をしているのです。罪を裁こうという話は

していません。そこは先ほど来ずっと言っています。私は基本的な考えとして、議員も分からないまま裁くことはできないし、ましてや名誉毀損だとか威力業務妨害だという話は、これは司法の場の話です。そういう話をされるのであれば、裁く話をするのであれば司法の場に行ってくださいと。今、ここの決議文の中には、こういったことをなくしていこうと、再発防止をしよう。罪の重さは私は知らないですけども、こういうことがあったら、そういった原因は何だったのか。こういったことが起きないように努力していこうと、原因を追求していこうということを提案しているのであって、私はこの罪の重さの話をしているわけでは一切ないです。もしそれを問いたいなら司法の場へ行ってくださいと、それを言うだけです。私は、この防止のための話をさせていただいております。この決議文では、決してこの罪の重さを一緒に諮ろうという話はしていません。ぜひそこはご理解をいただきたいと思っていますので、ぜひ罪を問うなら司法の場で行ってください。今回のようなことが起きないようにするための努力や再発防止を、お互いがこの問題の原因は何だったのかということを追求していく。そういったことを提言、提案している決議文でありますので、ここはご理解をいただきたいと思っています。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ **11番 嘉陽 崇 議員** 罪を問うなら司法の場に、決議文は再発防止ということで分かりはするのですが、再発防止のために議員がやったので議会で再発防止を講じようということなのですが、これはこういう考えで一般の人に、議会はこういう考えですよということを発信することになるのですが、それで本当によろしいのか。最後に考えを伺います。

○ **座間味 薫 議長** 5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 今の質疑にお答えしたいと思います。

私はその原因を追求して、原因がはっきり分かったからこそ、村民にそういったことでその方に注意をした、いろんなことをしたということと言えるのであって、その原因を追求しないまま言葉で人を裁くことが、私は村民に説明ができない。できない。これは議会だけではなく、行政も含めてそうです。ただ、失敗したからお前悪いという話をする気はさらさらない。必ずそこには原因がある。その原因を見たときに、それほど罪に問う話でもない。これは今、この件は分かりませんよ。いろんな問題でも理解すれば、「ああ、こういうことか」と分かれば、次の再発防止につながる。これは威圧的な、暴力的な行為以外にも、仕事でもそうです。必ずミスが起きる。そのミスをただ追求する話ではなく、そのミスの原因は何なのか。そうすることによって、この方がまた生きる。人を殺す話ではなく、生かす話に変えていただきたいと思います。あくまでも。ただし裁くのは、もし裁く話をされるのであれば、罪の話をされるのであれば司法の場に行ってお話をしていただきたいと思います。そういう意味で、私は村民の方々にこの決議をもって、今後そういったことがないように。またあったとしても、こういったことで処理したよということを堂々と、こういった原因があって、こういったことで議会としては対応したよということを堂々と説明したい。だからこそ言葉だけではなく、その至った経緯、ぜひ調査をして、この決議文が通った暁には、こういったことを今後提言していきたいと思っていますので、そこはご理解をいただきたいと思っています。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。



○ 1番 島袋 誠 議員 今3名の方が質疑もして、私、質疑しないでおこうかなとは思ったのですが、やはり気なる点がありまして、賛同している5名の方もいるので、皆さん思いは一緒かと思うのですが、そこの5行目、「ひいては議会活動に支障を及ぼしかねないことであり、断じて許される行為ではありません」、こういうこの言動のことで、こういう文面になっているとは思っているのですが、1時間以上にわたり暴言を浴びせたわけですね。本当に誰にでも間違いはあると思います。本当にみんなそれぞれちょっとしたこと、ちょっとしたミス、ちょっとした失言、あると思いますが、1時間以上の失言というのはやはりないと思います。いくら原因があるにせよ。1時間以上、この言葉を浴びせられた方は本当にどう思っているのか。この周りで聞いていた方、職員もいますし、村民も訪れた方もいるかもしれないです。聞いた方はどう思うか。今のこの決議に当たって、議会としてこの取組でいくのかというふうに、今職員も聞いていると思います。そして村民も聞いていると思います。庁舎内でも聞いていると思います。そこに向けて、やはりしっかりと決議をしないといけないというのがあると思って、その12月17日を受けて議会でもしっかりと取り組もうということで決議をしているのですが、私も1回で聞くのは終わりたいと思いますが、今日でもありますけれども、この議会が始まって、今日の議会の開議に当たってもいろいろ議員として疑問に思うこととか、これは違うよねとかというのは、この理事者に対していろいろ質疑・質問をしますが、議員はやはり質疑・質問する立場です。そして答えを求める立場ではあります。当局はやはり答える立場でありますので、ましてや今、反問権もない状態で、「いやいや、違いますよ。こう思っていないですよ」というふうな答えもできない。やはり議員というのは、この質疑・質問するという中では、村民の意向を伝えるというのももちろん役割としてはありますけれども、やはり議員としてそれでもいいのかと非常に思っております。ですので、この1時間にわたり本当に暴言、あれがありましたけど、実際これは調査というか、例えば職員に聞き取りをやったり、来た人。実際私はこのとき、こっちにいました。議会にいて、ちょっと2階に行こうかなと思ったら声が聞こえてきました。もうあれはやはり口論ではないです。本当にもう暴言を浴びせている言葉で、もうびっくりしてドアをすぐ閉めて行きました。まさか1時間も続いているとは思いませんでしたが。このことに関して、この文にも「断じて許される行為ではありません」というふうに書いているのですが、だからいくら原因があるにせよ、そういうのはこの調査なりあれなりやって、原因を追求したら「仕方ないよね」にはならないと思うのですが、そこら辺、この1時間以上にわたっての暴言が、いくら調査が進んで、原因があるとしても許されるものかなと思って、そこら辺ちょっと答えていただきたいです。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今の質疑にお答えいたします。

私はこれが許されるものと一言も言っていないです。この至った経緯を調べようではないかと。そういう中からお答えをしようという話をしています。それと、当局には反問権がないと言っていますけれども、議会の中では反問権はないかもしれないけれども、議会が終わったら文書も来て、これに対するの回答をよこせとかあるじゃないですか。議会の答弁の中では反問権はないのかもしれない。ただし、これに対するの文書も来ているし、おかしいのではないかということも言ってきているわけです。あくまでも反問権というのは議会の答弁の中での話であることはご理解いただきたいと思っています。私はずっと言ってい

ますけれども、これを正当化しようという気はさらさらないので。ない。徹底的に調べようではないかと言っているわけです。この決議文を通すことによって、今後のこの防止策として研修制度を設けようではないかと。再発防止は、今回のことが起きたことは徹底的に調査して原因は何かを調べて、議会としてこういうことがいきさつにあり、こういう発言に至ったということ、またその当事者にも議会なりの説明ができるような仕組みをつくっていくべきだと思っています。だからずっと先ほどから喋っているのは変わらないのです。徹底的に調査しようよと、隠すことないよと、守ることないよと、調べようよと、問題は何かを確認しようよと、それをずっと提言させていただいています。そこはぜひご理解をいただき、一緒になってこの問題、再発防止を、一緒になって原因追求をして取り組んでいきたい。罪が先ではない。調査した結果が答えです。それはどういう司法の場でも一緒です。判決を言ってから審議が始まるわけではない。審議をした結果の答えが最後の答えです。議会もそうです。議論をした結果、これで採択しましょうという流れです。それをしていきたいと。だからぜひみんなでこの問題を追求して調査し、お互いが共有し、そうすることによってお互いがまた自分自身の倫理観を高め、取り組んでいける。そういった機会やチャンスだと、この決議文はチャンスだと捉えて、一緒に取り組んでいきたい。この問題を一緒になって整理し、解決していきたい。二度とこういったことがないように。確かに言われたように、言われた側は大変だったと思います。ではなぜこれが起きたのということを調査していきましょう。ぜひご理解ください。よろしく申し上げます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後0時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後0時57分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 では決議第1号について、反対討論を行います。

この決議は、9月議会中に本村議会議員が副村長に対し、2階フロア全体に響き渡るような大声で暴言を吐いたことを大きな問題と捉え、今後このようなパワーハラスメント行為を二度と繰り返さぬよう再発防止を徹底するための決議である。たとえ正当な理由があったとしても、パワーハラスメント行為は絶対に許されるものではないにもかかわらず、大前提である問題にも触れず、具体的な再発防止策も提示されていない。そのような決議で本当に再発防止を徹底することはできるのかという疑念が晴れないため、反対したいと考えます。今帰仁村議会基本条例でも示すとおり二元代表制の下、村民の代表機関として民主主義の発展、村民福祉の向上及び平和社会の実現に向け、村長等の執行機関との持続的な緊張を保持し、車の両輪のごとくしっかりと機能し、村政の発展のために寄与できるような秩序ある議会運営をできる、そのような議会に生まれ変わるためにもしっかりと努めていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第1号 威圧や暴力行為等の防止に努める決議」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「決議第1号 威圧や暴力行為等の防止に努める決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「決議第1号 威圧や暴力行為等の防止に努める決議」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後1時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

日程第2. 「決議第2号 副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議」を議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員

決議第2号

令和4年1月7日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 上 原 祐 希 |
| 賛成者 | 島 袋 誠   |
| 〃   | 與那嶺 透   |
| 〃   | 與 那 勝 治 |
| 〃   | 嘉 陽 崇   |

副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議

我々今帰仁村議会議員は、村民の負託を受けた代表者であり、今帰仁村議会基本条例でも示すとおり、高い倫理性と責任を持って議員活動を行うことが求められている。

しかるに、今般の今帰仁村議会議員による副村長に対して大声を出し、暴言を吐いた行為、いわゆるパ

ワーハラスメント行為があった事は誠に遺憾であり、当事者は真摯に、そして謙虚に自省すべきである。

村議会議員が副村長に対して大声をあげ、暴言を吐くということは、二元代表制の根幹を揺るがす憂慮しがたい事態であり、村執行部との信頼関係を損ない、ひいては議会活動に支障を及ぼしかねない。

また、私たち今帰仁村議会議員は、政治家たる以前に一人の社会人であり、このようなパワーハラスメント行為は断じて許されるものではなく、今後もあってはならない。

よって、今帰仁村議会は、議会議員によるパワーハラスメントを排除し、再発防止のための対策を講じることをここに決議する。

以上、決議する。

#### 記

- ・議会議員全体の意識改革を図るため、ハラスメント撲滅に必要な研修を実施する
- ・ハラスメント行為者に対し、厳重な処分を行う
- ・議長の秩序保持権の確保

令和4年1月7日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第2号 副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「決議第2号 副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立少数」です。したがって、「決議第2号 副村長へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議」は否決されました。

日程第3. 「意見書第1号 米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員

意見書第1号

令和4年1月7日

今帰仁村議会議長 座間味 薫 殿

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 島 袋 誠   |
| 賛成者 | 上 原 祐 希 |
| 〃   | 與那嶺 透   |
| 〃   | 座間味 邦 昭 |
| 〃   | 吉 田 清 尊 |
| 〃   | 玉 城 みちよ |
| 〃   | 與 那 勝 治 |
| 〃   | 山 城 太   |
| 〃   | 與 儀 常 次 |
| 〃   | 嘉 陽 崇   |

米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書

去る11月23日午後6時45分頃、飛行中の普天間飛行場所属MV-22オスプレイの機体からステンレス製の水筒が落下した。路上に落下した水筒は底が抜け全体がへこんだ状態で民家の玄関先で見つかった。これまでのところ、人的・物的被害の情報はないものの、住民居住地上空での飛行中の事故は人命に関わる大惨事につながりかねない。

このような部品等の落下事故に限定しても、昨年7月13日のCH-53Eヘリコプターの渡名喜島沖合での鉄製コンテナの落下、8月12日にはMV-22オスプレイの中部訓練場と普天間飛行場間飛行中の機体パネル落下など、事故が頻発している。このような状況は、米軍の落下事故を防ぐ飛行運用管理、安全管理、危機管理能力が欠けていると言わざるを得ず、これを解決するには、米軍航空機等の住民居住地上空の飛行を禁止するしかない。

今回の事故により、住民の生命・財産が今もなお脅かされている現状が浮き彫りとなった。これまでも米軍による事故については、その都度実効性がある再発防止策を講じるよう要請しているにもかかわらず、

事故発生から迅速な連絡もなく、事故後も通常どおりの運用を続けていることは住民の人命軽視の表れであり、今回の事故が発生したことにより強い憤りを禁じ得ない。

よって、今帰仁村議会は住民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から、MV-22オスプレイによる水筒落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実施されるよう強く要請する。

## 記

- 1 事故発生時の住民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 2 日米両政府の責任の下、事故の原因究明及び実効性のある再発防止策を講じること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定し、航空法等の国内法令の適用を強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年1月7日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣  
沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長

○ 座間味 薫 議長 「意見書第1号 米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書」については、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第1号 米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

(延会時刻 午後2時11分)